

泉州経営協会 静社労士事務所便り

あけましておめでとうございます。40年ぶりの改正と注目された労働基準法ですが、2026年通常国会への法案提出が見送られました。引き続き今後の動向を注視してまいります。さて、今回は、2026年の主な法改正です。※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆2026年の主な法改正

施行等の年月	改正・施行
2026年1月	特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化
2026年4月	女性活躍推進法の拡大
2026年4月	在職老齢年金の基準改定
2026年4月	子ども・子育て支援金の創設
2026年4月	高年齢労働者の労働災害防止の推進
2026年7月	障害者法定雇用率引上げ
2026年10月(予定)	社会保険の適用拡大
2026年10月(案) 2025年6月11日から1年6か月以内	カスハラ対策の義務化
2026年10月(案) 2025年6月11日から1年6か月以内	求職者等へのセクハラ対策の義務化
2025年5月14日から3年以内	ストレスチェック義務化
2025年6月20日から4年以内	脱退一時金の見直し
2027年9月から段階的	厚生年金標準報酬月額引上げ
2027年10月から段階的	社会保険の適用拡大
2028年10月	雇用保険の適用拡大

●1月:特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

フォークリフト等の特定自主検査の基準遵守を検査業者に義務付、技能講習修了証の不正交付への罰則と欠格期間が強化されます。

厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001513749.pdf>>

●4月:女性活躍推進法の拡大

従業員101人以上の企業で「男女の賃金差異」と「女性管理職比率」の公表が義務化されます。

厚生労働省<<https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/content/contents/002386800.pdf>>

●4月:在職老齢年金の基準改定

支給停止基準額が51万円から62万円へ引上げられます。

厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001600334.pdf>>

●4月:子ども・子育て支援金の創設 ※事務所便り 2025年8月号も合わせてご一読ください。

被用者保険の月額支援金額は、**標準報酬月額×支給率(令和8年度 0.23%)を労使折半負担**になります。

●4月:高年齢労働者の労働災害防止の推進

高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置が努力義務化されます。

厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001252533.pdf>>

●7月:障害者法定雇用率引上げ

民間企業の**法定雇用率が2.5%から2.7%へ**引上げられます。

厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>>

●10月(予定):社会保険の適用拡大

最低賃金上昇により週20時間以上の労働で月8.8万円を超えるため、この**賃金要件が撤廃される予定**です。

厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001633788.pdf>>

●10月(案):カスハラ対策、求職者等へのセクハラ対策の義務化

カスハラ対策や求職者等へのセクハラ対策の義務化について、**2026年10月1日施行の案**が出ています。

厚生労働省<<https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/content/contents/002386800.pdf>>

厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/001595725.pdf>>

●2025年5月14日から3年以内:ストレスチェック義務化

50人未満の事業場にも義務化されます。

厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001543076.pdf>>

●2025年6月20日から4年以内:脱退一時金の見直し

支給要件の見直し**(再入国許可)**、支給上限の引上げ**(5年→8年)**が行われます。

厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001496971.pdf>>

●2027年9月から段階的:厚生年金標準報酬月額引上げ

現行の標準報酬月額65万円 ⇒**2027年9月68万円 ⇒2028年9月71万円 ⇒2029年9月75万円に**段階的に引き上げられます。

厚生労働省<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00024.html>

●2027年10月から段階的:社会保険の適用拡大

現行の企業規模要件51人以上 ⇒**2027年10月36人以上 ⇒2029年10月21人以上 ⇒2032年10月11人以上 ⇒2035年10人以下に**段階的に縮小・撤廃されます。

厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001633788.pdf>>

●2028年10月:雇用保険の適用拡大

現行の雇用保険の加入要件の週20時間以上勤務が、**週10時間以上勤務**になります。

厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001542937.pdf>>